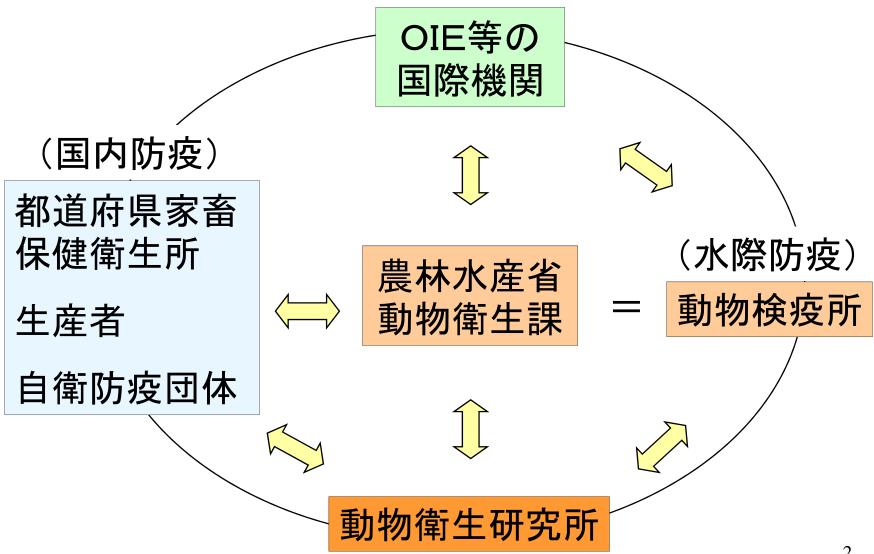
動物検疫所の概要



平成25年3月8日

農林水產省動物検疫所

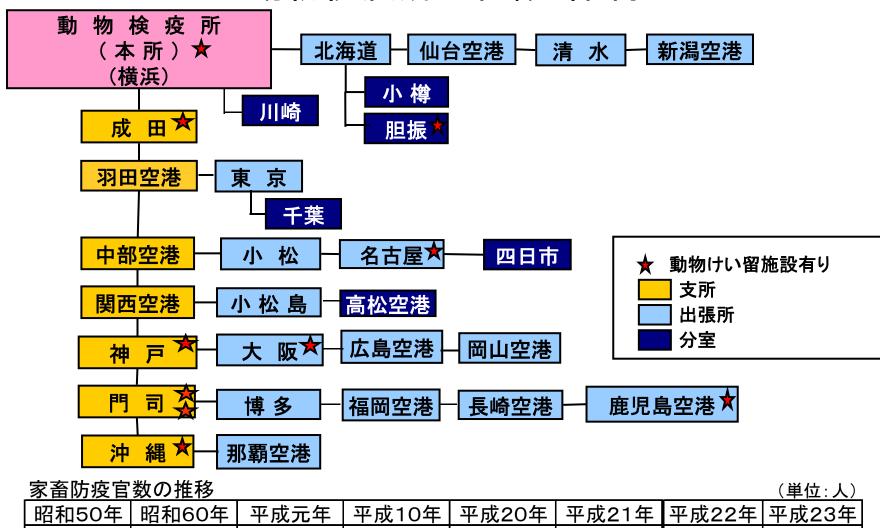
我が国の家畜防疫体制



動物検疫所の取り扱う法律

法律	目的	主な検疫対象物	検疫対象疾病
家畜伝染病予防法 (昭和26年法律第166号)	家畜の伝染性疾病(寄生虫を含む)の発生を予防し、及びまん延 を防止することにより、畜産の振 興を図る	 ・偶蹄類の動物 ・馬 ・家きんとその卵 ・兎、ミツバチ ・犬 ・これらの動物の骨、肉、皮、毛等 ・ソーセージ、ハム、ベーコン ・穀物のわら及び飼料用の乾草 	監視伝染病に限定 家畜伝染病(28種) 届出伝染病(71種)
狂犬病予防法 (昭和25年法律第247号)	狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図る	·犬 ·猫 ·あらいぐま ·きつね ·スカンク	狂犬病
感染症の予防及び感染症の患 者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めることにより、感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、公衆衛生の向上及び増進を図る	・サル	エボラ出血熱 マールブルグ病
水産資源保護法 (昭和26年法律第313 号)	水産資源の保護培養を図り、且つ、その効果を将来にわたって維持することにより、漁業の発展に寄与する	こい きんぎょその他のふな属魚類、はくれん、こくれん、そうぎょ、あおうお さけ科魚類の発眼卵・稚魚 くるまえび属のえび類の稚えび	11疾病 コイ春ウイルス血症 ウイルス性出血性敗血症 バキュロウイルス・ペナエイによる感染症 イエローヘッド病等

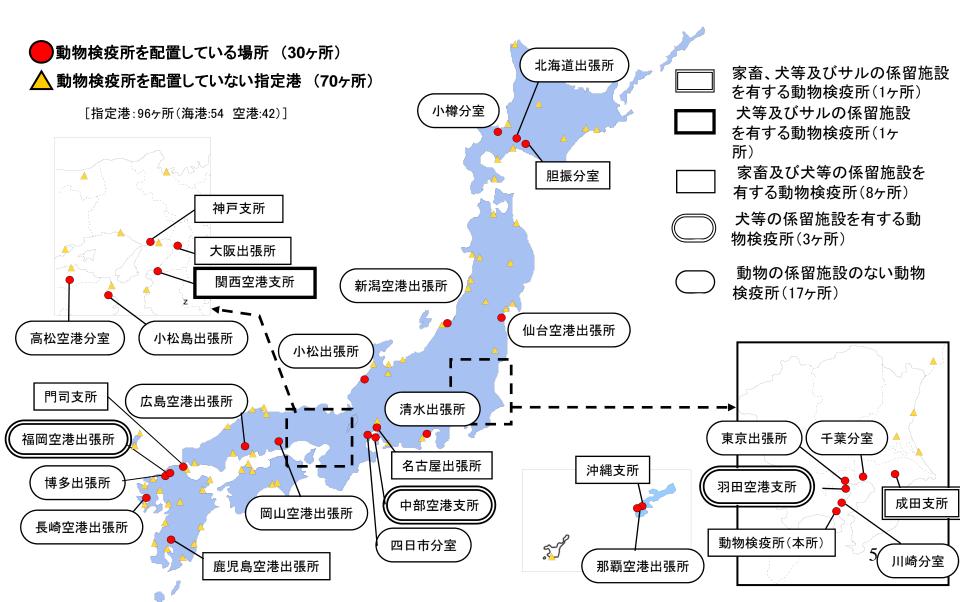
動物検疫所の組織・体制



*年度末定員

動物検疫所の配置と指定港

平成24年4月1日現在



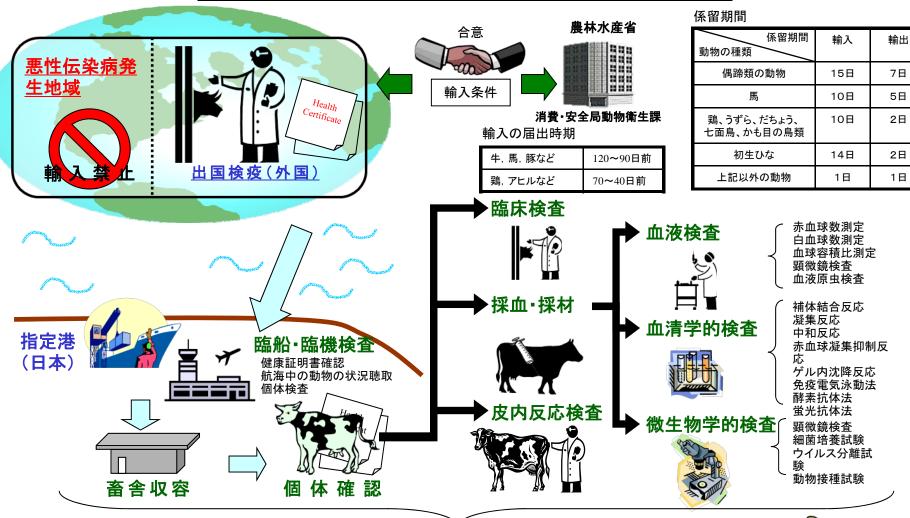
家畜伝染病予防法に基づく輸入禁止について(施行規則第43条の表)

輸入禁止の対象疾病は、口蹄疫、牛疫及びアフリカ豚コレラであり、疾病発生状況等により輸出国・地域を3つのカテゴリーに区分

地域	偶蹄類 の動物	受精卵 •精液	ソーセージ ・ハム・ ベーコン	偶蹄類の動物の肉・ 臓器	稲わら等
相当期間口蹄疫等の悪性伝染病の発生がなく、防疫体制も整備されており、悪性家畜伝染病が発生するおそれが極めて少ないと考えられる地域 フィンランド スウェーデン ポーランド ハンガリー ドイツ デンマーク イタリア スイス オランダ ベルギー フランス オーストリア 英国 スペイン カナダ アメリカ メキシコ チリ ニュージーランド オーストラリア等 (36地域)					検疫不要
防疫体制が整備されており、当面口蹄疫等の発生がないと考えられるが、発生のおそれを否定できない地域 シンガポール ルーマニア スロベニア クロアチアボスニア・ヘルツェゴビナ (5地域)	車	俞入可⊺	能	輸入禁止 ただし、加熱処理基準 に従って加熱処理され たものは輸入可能	輸入禁止
口蹄疫等の悪性家畜伝染病の発生があるか、防疫体制が 十分に整備されていると認められない地域 (上記以外の地域)	輸入	禁止		輸入禁止 加熱処理基準に従って されたものは輸入可能	毒基準に従って 処理されたもの は輸入可能

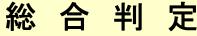
(平成24年4月現在)

馬 家きん等の輸入検査









解

放



不合格



的検査



処 分

畜産物の輸入検査の流れ

農林水産省

消費•安全局 動物衛生課

合意

輸入条件

出国検査

清浄地域

Health

Certificate

畜産物等

- (1) 卵
- (2) 骨、肉、脂肪、血液、皮、毛、羽、角、蹄、腱、臓器
- (3) 骨粉、肉粉、血粉、皮粉、羽粉、蹄角粉、臓器粉
- (4) 生乳、精液、未受精卵、受精卵、糞、尿
- (5) ハム、ソーセージ、ベーコン
- (6) 穀物のわら及び乾草



輸入検査申請



輸入検査



書類審査

現物検査



精密検査



Health Certificate







指定検査場所







合



通 8 関



指定施設

<u>悪性</u>

<u>伝染病</u>

発生地域

焼 却

輸入指定港

送





不





消 毒







犬、猫、きつね、あらいぐま及びスカンクの輸入検査

〇月△日に犬を 日本に連れて行 きたいのですが。

輸入者

輸入の事前届出

動物検疫所

即日解放するた めに必要な手続 があります。

(動物の種類、頭数、滞在国、マイクロチップ装着の有無、免疫状態、輸入時期、輸入場所等)



届出受理の通知、輸入に係る指示



- 手続き指導
- 予備審查
- 検査時期 (係留期間) 場所等の指示

犬、猫の必要な条件(注1)

7ヶ月前(1回目接種) 6ヶ月前(2回目接種) ④待機期間(6ヶ月)

(日本で採血(血清検査)した場合、

6ヶ月の待機は不要)

6ヶ月前

輸出直前





5健康証明 書の取得



(1)マイクロチップ の挿入



②狂犬病ワクチン の接種(3ヶ月 齢から)



③血清検査 (抗体の確認)



条件充足

即日解放

到着後、書類審査

条件不足

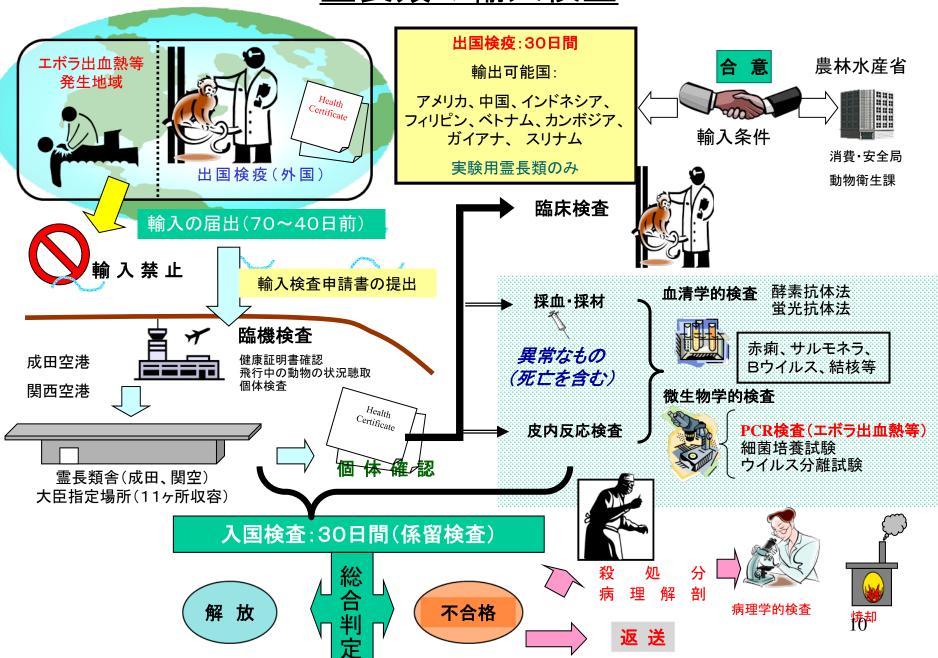
条件の充足状況 に応じた係留期 間 (最長180日)

(注1) 狂犬病の清浄国から輸入される

場合、マイクロチップ、健康証明書、6カ月間在 住証明があれば即日解放

(注)あらいぐま、きつね及びスカンクについては、狂犬病の清浄国から輸入する場合は犬及び猫に同じ、その他の国から輸入する場合は180日間の係留が必要。

霊長類の輸入検査



防疫対象疾病の 発生のない国



輸入防疫対象疾病

コイ春ウイルス血症

の発生国

- コイヘルペスウイルス病
- ウイルス性出血性敗血症

レッドマウス病

イエローヘッド病 等11疾病

水産動物の輸入検査

農林水産省 合意

輸入条件



消費 安全局

畜水産安全管理課



輸入許可申請

輸入検査

到着時の検査

Health Certificate

書類審查

現物検査



異常な

異常あり

発生国からの輸入

輸入許可

輸入許可

管理命令

管理飼育中の検査

現物検査



通関

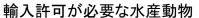






却





- (1) こい
- (2) きんぎょその他のふな属魚類、 はくれん、こくれん、そうぎょ、あおうお
- (3) さけ科魚類の発眼卵・稚魚
- (4) くるまえび属のえび類の稚えび



養殖場

異常のあるもの は精密検査



検疫探知犬

平成17年12月成田国際空港に導入



畜産物を探知したら、バッグの横 に座ってハンドラーに知らせるよ



12月10日成田空港到着時の検疫探知犬とハンドラー



動物持續級所

左:キャンディ(♀) 右:クレオ(♀)

> 探知した畜産物を犬とともに確 認、検査を行っているところ

ハンドラーからごほうびのエサ をもらう





探知業務(民間ハンドラーの活用)



探知した手荷物を 家畜防疫官に伝達



旅客との対応、手荷物検査は 家畜防疫官が実施

成田支所では、

探知活動の企画・調整、探知手荷物の検査、 探知活動中の監視・統括を行う家畜防疫官 を1名配置

《関西空港支所での導入》 平成20年2月~







スポーティー

動植物検疫探知犬

平成24年2月羽田国際空港に導入





羽田国際空港では、動物検疫所と植物防疫 所が連携し、畜産物のほか果物も探知する能力を有する動植物検疫探知犬を導入している。

ニール

バッキー





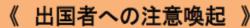
動物検疫所と植物防疫所の 職員が、米国国立検疫探知 犬訓練センターで動植物検疫 探知犬のトレーニングを実施 (平成23年10月~12月)

入国者に対する水際検疫の強化

口蹄疫等の発生国

- ・農場に入らない
- ・家畜に触れない
- ・畜産物を日本に持ち込まない





*・リムジンバス ステッカー広告 *・空海港の出国エリア ポスター・リーフレット・ アナウンス・ビデオ



- ・航空機内での乗客に対するアナウンス 等による質問・呼びかけ
- ・乗客に対する質問票の配布等



国民への周知

- ・政府広報
- ・バナー広告
- ・ホームページ



《 検査・措置 》

- 全入国者に対する靴底消毒
- 質問事項該当者に対する手荷物検査・消毒(質問票の回収) ※
- 検疫探知犬を活用した手荷物検査

15

新たな検疫強化対策(質問の実施)









	动物检疫问 動物檢疫問 arantine C	卷 *	aire *
搭乘機 (船舶) 便名 舶) 班次/搭乘飛機 Flight No. or Ship N	幾(船舶) 班次		
出国地及び訪問国 國家 /Port of Embar			地點及前往
入国日 / 入境日期 入境日期 /Date of Entry into Japan	(H /date)	(月 /month)	(年/year)
氏名/姓名 Name	(姓 /last)	(名/近	nst)
同伴家族/同行家原 同行家人/Number of			名
日本での連絡先 在日本的联系方式 日本聯絡方式	(電話番号/电话 (E-mail)	号码/電話號碼/ta	ol.no.)

護照號碼 /Passport No. ※ 家族の場合には、代表者が、 ※ 如果是一家人, 请由代表人 ※ 如爲同一家族, 銷由代表人 ※ Please furnish this form by fan

はい」の回答がある方は、手 物検疫カウンター」にお立ち その他の方は、回収箱に投面

1. 過去1週間以内に牛、豚、 畜に接触したり、牧場、と 畜産施設に立ち寄りました; 家畜やその糞尿、牧場等の 衣類や靴などを所持していい ハム、ソーセージなどの肉 していますか? 3. 日本国内で、1 週間以内に る予定がありますか? この質問票に記載したことに

	名			
滞在门如果间 口。		會前往行李領取处內		多检疫官
1. 在)	过去的1周内,是 多家畜,成到过快	回收精減提交給家畜 百接触过牛、猪、 场、屠宰杨等畜产	是□	香口
2. 是1	•	(音及其类原, 泥土 NA?	是	香口
1000	期间。1周之内	是否有接触家畜的	基口	香口
该问着签名	的回答内容与事务	t相符。		
如勾贯	1有「是」者・時間	地填寫" !"配验 勾題 前往行李領取處之刊 入回收箱內或提交給	价物检疫	
	长1週內是否會接続 或前往牧場、屠	順牛、豬、雞等家 幸福等審査設施?	是	香口
衣	ら持有骨接觸家畜 が、鞋子等物品? 5持有火腿等肉製。	収其美 原・泥土之 品?	是□	香口

Please check the box next to the appropriate answer. Those Who Answered Yes to Any of the Questions: Please stop at the Animal Questrinies Countrie in the baggage claim area. All Others: Please place your completed questionnaire in the questionnaire onlicetion box or give your completed questionnaire to an animal quantum efficie.

No.

1. Have you touched livestock (e.g. cattle,
pigs, chickens etc.) or have you been at a
livestock facility, such as a stock farm or
slaughterhouse, within the last week?

3. 防日期間,1週內是否有與家畜接觸之

Are you carrying clothing, aloes, etc. that have touched livestock, their manure or soil? Are you carrying with you any ham or

3. Do you plan to touch livestock in Japan within the next week?		No
I hereby declare that the statement give bove is	true and	correct

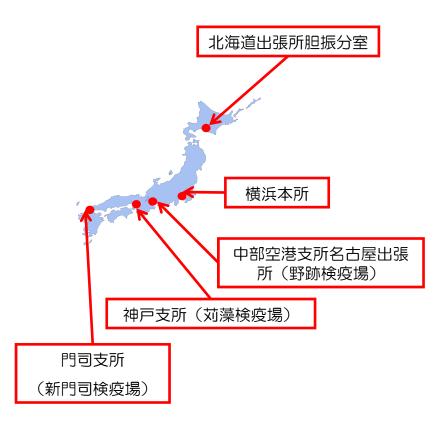
防疫資材の保管(大型資材を除く)

〇 動物検疫所で保管する主な防疫資材

(大型防疫資材を除く)

資材名	胆振	横浜	中部	神戸	新門司
防疫キット (防疫服、ゴーグル、マスク等)	0	0	0	0	0
防疫服	0	0	0	0	0
長靴	0	0	0	0	0
ゴーグル		0		0	0
マスク	0			0	
シューズカバー	0	0	0	0	0
手袋	0	0		0	0
注射筒・注射針				0	
鳥用連続注射器・注射針		0		0	
豚用連続注射器・注射針				0	
耳標	0	0		0	0
フレコンバック		0	0	0	
医療廃棄物容器				0	
靴底消毒用マット					0
ソーダ灰	0	0		0	0
消石灰	0	0		0	0
口蹄疫ワクチン				0	
トリインフルエンザワクチン		0		0	0

〇 保管場所



全国5か所に保管

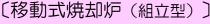
防疫資材の保管(大型防疫資材)



〔除染テント〕

病原体の散逸を防止 するため、発生農家 等からの退出時の作 業員の除染に利用 (32式)

中部空港支所 名古屋出張 所 (野跡検疫場)



適当な埋却地が確保できず、 焼却処理場の処理能力も限 られている場合に利用(2) 台)



[電気殺処分機]

主に豚を殺処分する場 合に利用(20台)

> 門司支所(新門司検疫 場)

[移動式焼却炉]

適当な埋却地が確保できず、 焼却処理場の処理能力も限 られている場合に利用(1



〔移動式 (組立式) 車両消毒



農場等の出入口に設 置し、通行する車両 の消毒に利用(5 台)

[移動式レンダリング装置]

感染性を消失させ、 体積を減少させる ことにより、より 多くの殺処分後の 家畜を埋却地等に 輸送する場合に利 用(1台)



〔広域防除機〕

畜舎の消毒の他、病 原体の散逸防止のた め焼却及び埋却対象 物品の消毒に利用 (1台)



〔移動式焼却炉(組立型)〕(1台)

〔広域防除機〕(1台)

〔泡殺鳥システム〕(1台)

[泡殺鳥システム]

密閉性の高い平飼い家 きん舎や限られたス ペースの中での家きん を殺処分する場合に利 用(1台)



動物検疫所のシステム

雷子証明書 **E-CERT**

府省共通

ポータル

国際VAN



オーストラリア

诵閗業者



動物検疫所



-動物の輸入届出及び動物・畜産物の輸出入

畜産物の書類審査、現物検査結果等の登録

·畜産物の電子証明書(E-CERT) 内容の確認

検査申請の受付・検疫証明書の交付

24時間

稼働中

- NACCS システム)

(通関情報処理

・動物・畜産物の輸出入 検査申請

輸出入検査の進捗状況 の確認

指定檢查場所

(冷蔵倉庫・上屋等)



・輸入畜産物の倉庫への

・検査場所の指定を受け



入庫状況の報告

るための申請

ANIPAS

(動物検疫検査手続 電算処理システム)

・その他指示・通知等

・動物の詳細な検査結果の登録

(オーストラリア)

ANIPASのポイントはココです!

- ・インターネットからもアクセス可能となったので、どなたでもシステムにより動物・畜産物の輸出入 検査申請手続が行えます。また、24時間365日いつでも申請が行えます。
- ・輸入畜産物について、検査場所への搬入時の入庫状況や書類審査等の検査状況を登録するこ とにより、業務の進行状況がリアルタイムで確認できます。
- ・輸入動物について、係留検査時や仕向先での着地検査時の情報を都道府県と共有し、国内防 疫との連携強化を図ります。
- ・犬猫等ペットの輸入事前届出の登録画面はプルダウンやラジオボタンにより入力しやすい画面 構成にしています。

インターネット



一般利用者



動物(家畜及び犬猫等 ペット)の輸入事前届出及 び輸出入検査申請

都道府県

家畜衛生担当



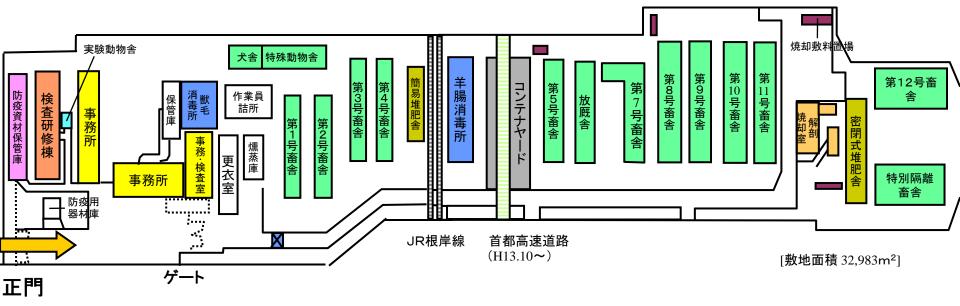
- ・仕向動物の検査情報の 参照
- ・着地検査情報の登録

19

※その他関連システムとして、病原体の輸入許可等の受付を行う「農林水産省電子申請システム」があります。

動物検疫所(本所)配置図

平成22年1月 現在



〇 主な環境衛生対策

(1) 密閉式堆肥舎及 び簡易堆肥舎 密閉式堆肥舎においては、メッシュバッグを使用して糞便・敷料を好気発酵させ、発酵熱により蚊・ 蝿等の衛生昆虫の卵及び幼虫を殺滅する。また、好気発酵により発生したアンモニアガスを併設の 脱臭装置内に吸引し、微生物により分解、消臭している。なお、簡易堆肥舎については扉を備えた 糞便・敷料置場で、密閉式堆肥舎が満杯の場合に緊急避難的に使用する。

(2) 検疫用畜舎

検疫用畜舎では、衛生昆虫の侵入及び拡散を防止するため、網戸を設置し、殺虫剤を使用している。 また、臭い対策のため、畜舎内の糞便・敷料については、毎日メッシュバッグに詰めた上で密閉式堆 肥舎に運び堆肥化を行なっている。さらに畜体、畜舎床面に消臭剤を散布している。